

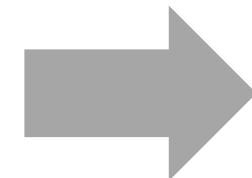
放射線防護 –重大事故時の屋外作業員の内部被ばく管理–



ワーキングの詳細
はちらから

論点No.203

重大事故時に屋外で作業する作業員の外部被ばくは個人線量計で管理するとのことだが、内部被ばくはどのように管理するのか。



第25回ワーキング
(2023.10.4) で議論

ワーキングチーム検証結果

緊急作業に従事する作業員の内部被ばく線量は、定期的に測定・記録を行うこと、作業に伴い放射性物質を体内に取り込んだと見込まれる場合には臨時測定を実施し、被ばく線量を評価することを確認。

ワーキングチーム検証結果（抜粋）

○内部被ばくの測定・評価

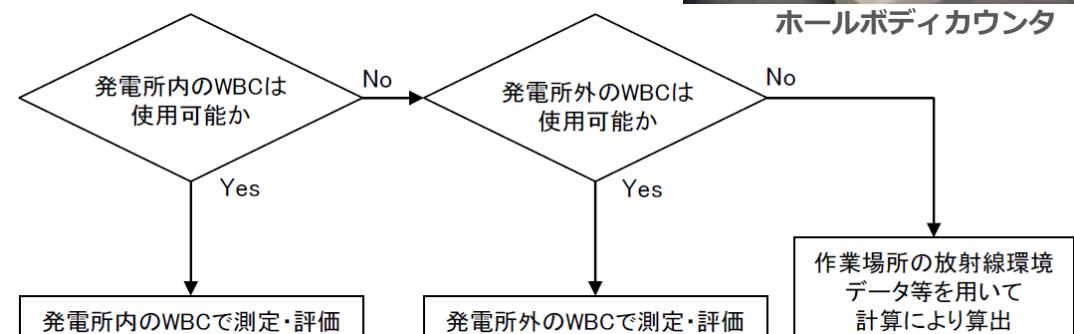
- 緊急作業に従事する作業員の内部被ばくは、労働安全衛生法の規則に基づき、1月以内ごとに1回行う。
- 同規則に従い、内部被ばくによる線量を含む実効線量について、1月ごと、1年ごと及び5年ごとの合計を算定し、記録する。
- 測定は、屋内作業・屋外作業によらず、災害対策要員全員が対象となる。
- 作業により放射性物質を体内へ取り込んだと見込まれる場合には、臨時測定を実施し、線量を評価する。

○内部被ばくの測定方法

- 内部被ばくの測定は、以下のフロー図に従い、原則としてホールボディカウンタ（WBC）により実施する。
- 使用可能なWBCによる測定を行うが、使用できない場合は計算によって求める。なお、WBCは原子力事業者間で融通する協定を締結している。



ホールボディカウンタ



内部被ばくの測定方法に関するフロー